

平成 17 年度 第 2 回 規制改革・民間開放推進会議
会議終了後記者会見録

日時：平成 17 年 5 月 25 日（水）17:51 ～ 18:18

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 それでは、大変お待たせいたしました。平成 17 年度の第 2 回「規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を始めさせていただきます。

まずは、宮内議長、お願いします。

宮内議長 お待たせいたしました。ただいま第 2 回会議が終了いたしましたので、その内容につきまして御報告させていただきたいと思っております。

まず、お手元の資料でございますが、資料 1 は、各ワーキンググループごとに専門委員の先生方に、その専門領域につきましてお手伝いいただくこととなっておりますが、本日まで任命されました専門委員を記載しております。それぞれの分野におきまして御助力をお願いすることになっております。

なお、企画委員会の専門委員のお二人につきましては、規制改革・民間開放推進会議の本会議にも御出席いただきまして、全般的な議論に加わっていただくということでございます。

次に、本年度の重点検討事項を各ワーキンググループごとに検討していただいておりますが、本日は今年度になりまして 3 年度目となりますが、検討状況について報告をいただき、そして委員の皆様方から質問を受け、あるいは意見交換をするということを繰り返しているわけでございます。本日も前回と同じように、現在までの各ワーキンググループの検討状況、そして重点検討事項の候補というものを提出していただきまして、それに基づきましてどういうことを課題として考えているか、どういう方向性で検討しているかということにつきまして、報告されたわけでございます。これは資料 2 ということで、お手元にお配りされているとおりでございます。これ以外のテーマも出る可能性はございますけれども、これらのテーマをこの夏の間とりまとめに向かって更に詰めていくことになるかと思っております。

その中でも最も大きなテーマであると我々が考えております「市場化テスト」につきましては、本年度は法制化という極めて大きな課題を持っておりますので、それをどのような形で進めていくかということが最大のポイントであると考えているわけでございます。

それから市場化テストと裏腹でございますけれども、2 つ目の個別の官業の民営化等ということで、さらなる開放を進めていくということです。「市場化テスト」、官業の民間開放、いずれにつきましても去年から進めております通り、官製市場というものに民の持つ効率化を入れ込む、あるいは全て民間に任せてしまおうという観点で規制を外していこうということが大きなテーマでございます。

その他、お手元の資料のとおり、分野ごとに数多くのテーマが出てまいっております。

ざっとごらんいただくとおわかりいただけますように、過去からずっと議論してまとめていきたいと思っている段階のもの、それから、新たに出てきたテーマとしてこれから展開していくというようなものと、いろいろな性格のものが中に入っております、どれが本年度の焦点の当たるテーマとして出てくるかということにつきましては、まだ本日のところではまとめておりません。来月にかけてワーキンググループごとに本日の議論を踏まえまして、テーマ候補から「候補」という言葉を取っていく作業に入ることとさせていただきます。

いずれにいたしましても、本日は各主査からご担当分野について報告があり、それについてかなり広範な議論があったということでございますが、いつものこととさせていただきますが、内容につきましてははまだまとまらない状況でございますので、御披露することは少し控えさせていただいた方がいいかと思っております。

さて、我々は各テーマについて、現在重点事項候補として議論しているわけでありまして、けれども、それと同時にどんどん時間が過ぎてまいりました。私どもの今の目標といたしましては、できるだけこの夏に中間とりまとめということで、この中の候補から外れた、重点検討事項についても、とりまとめられるものについては、夏を目標にとりまとめたいと思っております。

そういうふうを考えて逆算いたしますと、恐らく6月中ぐらいに我々の考える問題事項というものをまとめまして、これを最終公表し、関係省庁と折衝を始めるということをやらないと中間とりまとめに間に合いませんので、これから一月ぐらいの間に、重点事項を決定し、具体的に公表できるところまでまとめていくという作業がございます。

それまでに、恐らくこのうちの幾つかのものにつきましては、何らかの形で経済財政諮問会議のとりまとめられる骨太方針2005の中に折り込まれれば、我々にとりまして、その作業のバックアップになるのではないかと考えております。

そういう意味で、また諮問会議との連携と言いますか、検討状況につきまして、6月に入りますと御報告する機会が出てくるのではないかとこのように思っております。

それから、これもお手元の資料でございますように、規制改革要望集中受付月間の問題でございますが、6月は特区・規制改革の集中受付月間、あじさい月間と言っておるんですが、この募集要項が先日発表されました。これに基づきまして、担当委員からできるだけこの集中受付したものにつきまして、我々会議と連携しながらより実りのある内容のものをまとめていくという作業に入るわけでございます。これは6月に受け付けまして、それから非常に短期間の間に作業しなければならないというものでございます。

現在、特区の有識者会議におきまして、これまでの提案で実現しなかったものの中から、重点検討事項の絞り込みが行われているということもございまして、そういう意味で私どもの会議と協力ということが、これからより綿密に行われる必要があるというふうに思っております。

私からおおまかに御説明させていただきました。あとはここに統括主査の皆様方もおら

れますので、御質問にお答えするという形にさせていただければと思います。

司会 それでは、御質問のある方、所属とお名前に続けて質問の方をお願いいたします。
御質問ございませんでしょうか。

記者 読売新聞ですが、まず少子化のところで育児保険という考え方の検討をされていたかと思いますが、重点検討事項候補からは外れていますが、理由は何かございますでしょうか。 八代総括主査 今回の御質問でありますけれども、資料2の3ページの「利用者に対する直接補助方式の導入等による多様な保育サービスの選択支援」というところが、御質問のある育児保険のところですか。つまり、育児保険の一番大きなポイントは、もっぱら新たな負担を求めるというよりは、こういう今の保育所等に対する補助、機関補助と我々は言っているんですが、施設に対して補助金がたくさん投入されていますが、それを直接利用者の方に助成するという方式、これを直接補助方式と言っていますが、それを導入するための1つの手段として育児保険というものがあるのではないかということです。育児保険が落ちているのではなく、利用者補助の中の1つの手段であるという整理をしております。

中身については、まだ十分固っていないので、固まり次第また具体的な検討内容を御説明できると思います。

記者 教育のところですが、一部報道で学区制の廃止など、学校選択の自由の徹底というのが盛り込まれるのではないかという話があったようですが、これも抜けているのかなという気がしたんですが。

草刈総括主査 抜けておりません。いわゆる学校選択の自由ということですね。つまりその学区以外では行ってはいけないということではなくて、手を挙げればどこでも行けるという、言ってみれば多様な学校の設立ということと裏腹な格好です。これを我々としてはチャレンジしていくテーマだと考えております。

記者 メディファックスと申しますが、また医療で2つお尋ねします。6ページの保険者機能の強化というところで、患者のエージェントとしての本来の機能とあるんですが、この辺もうちよっとわかりやすく説明していただきたい。

あと特区で株式会社病院が出たということで、こちらに関しての御所見をお伺いできればお願いします。 鈴木議長代理 保険者機能の強化は、2001年に非常に大きな問題として取り上げ、従来のような支払基金一本による審査支払いというものではなく、各保険者が本来支払い及び審査の権能を持っているのだから、それを行使できるようにしようということなんです。

そして、保険者だけではなくて、多数の保険者の委託を受けた、第三者がそういう支払いだとか、審査というものもやってよろしいということまで範囲を広げたわけです。範囲を広げたけれども、4～5年経ちましたが、そういうような保険者が直接支払いをする、そのための審査をするというケースは、ほとんど出てきていない。こういう問題があるわけですから、そこら辺をもう少し加速しましょうということなんです。

原因は簡単です。要するに医療機関の合意を要するという一言が邪魔をしているのが主です。医療機関が支払い基金以外とやってもよいですよと合意するというケースが今のところない。だからないのです。

したがって、これは保険薬局についても同じですけれども、合意要件を保険者に課する合理性を議論しないとイケないわけです。

しかしこの問題は、あるテンポラリーな、過渡的な問題だと御理解いただきたい。医療機関の合意が必要だというのは、紙レセプトで請求をしている場合には、保険者が自分で審査・支払をしても、当該保険者分のレセプトを、集約することは不可能に近いからです。ですから、オンライン化が進まないと技術的に難しいから、医療機関が、ある保険者にそういう直接審査をやらせてもらってもそのことを知っておりますというぐらいつもりで「合意」という言葉が書かれていると考えていたのですが、これが医療機関に拒否権があるがごときに取り扱われている。もう少しそうではないのだという形に改めていれない。こういう問題だと理解してください。

それから、薬については、去年合意要件を付けて1つも出てこなくて悪評を買っておりますけれども、これもあくまでテンポラリーな措置として、今年度しっかりそこら辺について、なぜ調剤薬局との直接審査・支払に処方箋を書いた医師の合意が必要なのかと。これは紛争処理の問題とも関係しますけれども、そういうもののシステムをはっきりさせて、本年度は決着をつけるつもりです。

草刈総括主査 特区で株式会社の病院が生まれたけど、要するに美容みたいなものでしょう。神奈川県でやったものですね。それは生まれないよりはいいけれども、しかし、やはり我々のねらいはああいう形ではなくて、もっと別のものです。要するに自由診療の中で認可されたというわけですから、非常に使い勝手の悪い制度で、あのまま放って置いても決して株式会社の病院がどんどん出てくるとは私どもは思っておりません。

鈴木議長代理 完全に自由診療でやっているところに、なぜ経営形態についてまで文句を言わなければいけないのだというそもそもの問題がありますね。

記者 NHKの松本です。教育分野の先ほどの学校選択の自由についての質問ですが、これをちょっと見てみますと、いわゆるバウチャーというか、それに力点を置いた書き方をしているのではないかと思うんですが、こういう書き方をしても学制の廃止ということに力点を置いて今後議論をしていくということなんでしょうか。

機関補助から利用者補助にウェートを置いて、それを通じて学校選択の自由を図っていくというような形で読めるんですけれども。

草刈総括主査 この3行でまとめられるのが無理なのかもしれません。もうちょっと敷衍して御説明しますと、要するに、まずやるべきことの1つは、今は学級の数、したがって先生の数、そういうものに対して補助金が出ている。これは日本だと公立学校だけですね。

ところが、大体世界全体を見渡してみると、先進的な国は要するに生徒数に応じて、補

助をしているということです。これは一見機関補助風に見えますが、実はこれはパウチャーの思想の表現形態であるというふうなとらえ方をすれば、パウチャーの考え方がそこで生きているということであって、まず、そういうふうに予算配分のやり方を変えるべきではないかと。

そうすると、そこで当然のことながら学校の競争というものが出てきますと。競争が出てくると、今度はやはりそういういい学校に行きたいということで、学校選択の自由を付与するということにしていけないと教育というものの質が上がっていかないというとらえ方をしています。おわかりいただけますか。

記者 具体的手段の1つとしては、学制の廃止も考えられるのではないかと。

草刈総括主査 学区制をどうするかという問題よりも、学校選択というのは、現実にもうやっていますね。例えば、品川区も教育委員会でそういうものをやっていて、ほかにもやっているところがあるわけですから、それは正しい行き方だろうと見方を我々としてはしているということです。

記者 読売新聞ですけれども、議長にお伺いしたいんですけれども、骨太の方針に推進会議としてこの点を入れたいというポイントがありましたら教えていただけないでしょうか。

宮内議長 我々の希望からいうと、規制改革についてできるだけたくさん入れていただきたいということは当たり前の話ですけれども、やはり規制改革というものが経済の活性化につながっていき、今後もこれが言うならば構造改革の大きな鍵を握るというような政策的なとらえ方をさせていただくということが個別のことより重要だろうと思います。

個別につきましては、やはり大きなテーマとして、「市場化テスト」は法制化を伴わないと十分なものができないだろうということで、「市場化テスト」の法制化について何らかの形で具体的に入れてほしいと思います。

その他につきましても、幾つかのテーマがあるわけですが、これらにつきましては骨太の方針は閣議決定をするような政府の方針ですから、個別具体的なものにつきましては、かなり折衝が進まないと入れ込めないということでございます。したがって、私としましては、できるだけ多くの事項が規制改革関連として述べられるということを希望しているんですけれども、個別の項目を入れるということは、実際にはなかなかやりにくいんだらうとは思いますが。私がそんなことを申し上げるのはよくないんですけれども。

記者 日刊自動車新聞と申します。生活ビジネスインフラの競争促進のところの項目でフォローアップ案件として、この2項目、必要に応じて取り上げると。あの部分と違うような表現がしてあるんですけれども、必要に応じてのニュアンスはどのように理解したらよろしいのでしょうか。

鈴木議長代理 必要に応じてですか。取り上げるのか、取り上げないのかということですか。

記者 といいますと、よそのところは取り上げると明記してありますから、ちょっと弱

いという具合でよろしいのでしょうか。

鈴木議長代理 車検制度については御案内のように、いろいろな問題がありまして、今、当面の問題として二輪車について初期車検を3年にするというようにしておるわけです。それ自体に対して我々は勿論賛成するものですが、しかし、それだけかという問題は依然として続いている問題です。

本来、閣議決定では、車検制度については不断に見直しを行うべきであるということが繰り返し決定されてきているわけですから、不断にやるのは当然のことであるわけです。

そこで、皆さんにも公開しましたけれども、国土交通省と公開討論をやりましたけれども、私どもとしては、納得できないことが余りにも多過ぎるという認識があります。したがって、これに関しての回答を求めるといのは早急にやりたいと思っております。

それに関連してその中で、もしロジックというものが我々の言うのが正しくて、国土交通省の言うのが間違っておるということであるならば、これは必要が生じるでしょうねという意味です。

記者 朝日新聞の平野といいます。

同じ項目で通信と放送の融合というのがあるんですけども、ここのテーマについて、宮内さんにお伺いしたいんですけども、去年と違ってネット企業がテレビを買収とか回収騒動とかがあったりして、ここのところについては、今、どんな犠牲があって、見直しの方向というのは、どういう方向で進めるべきだとお考えでしょうか。

宮内議長 まだどこまでということは、まだ会議として話は詰まっております。

ただ、現在の法制度というものと、それから現在の技術水準、それから今後考えられる技術というようなことを考えますと、相当変わった世界が想定されると思います。

そういう中で、例えば本年度、どういうところを取り上げるのが一番適切かということ、今議論しているところでございまして、この推進会議の前身の会議でも同じ問題意識で取り上げて、そのときは不首尾に終わったわけでございますけれども、その当時と比べてやはり環境は変わっているんだろうなと思いつつながら、このテーマについてもう少し具体的にこれから詰めていこうというところなんです。

司会 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これにて会見の方を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。